二　令和十三年九月一日から令和十八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ　令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ　令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
ハ　国土交通大臣が定める自動車
三　令和十八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

8‖　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、細目告示第三十九条第三項第一号、第百十六条第四項第一号及び第百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。
一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車
二　令和八年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
ハ　国土交通大臣が定める自動車
三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第１号中「協定規則第173号」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」と、第三十条第二項及び第百八条第四項中「協定規則第14号」とあるのは「協定規則第14号第６改訂版補足第４改訂版」と、第三十条第四項及び第百八条第六項中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.まで」と、第三十条第十項中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えることができる。

（新設）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～11　（略）

12　平成二十四年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項第１号中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」と、第三十条第二項及び第百八条第四項中「協定規則第14号」とあるのは「協定規則第14号第６改訂版補足第４改訂版」と、第三十条第四項及び第百八条第六項中「協定規則第16号の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.まで」と、第三十条第十項中「協定規則第16号の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版の規則8.4.（8.4.1.1.を除く。）」と読み替えることができる。